

燃ゆる感動かごしま大会 競技開始式・表彰式実施要項**1 趣旨**

この要項は、燃ゆる感動かごしま大会開催基本計画に基づき、競技開始式及び表彰式の実施について必要な事項を定める。

2 実施方法

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会が会場地市及び競技運営主管団体と協議の上企画し、会場地市及び競技運営主管団体が運営する。

3 実施内容

競技開始式及び表彰式の内容は概ね次のとおりとするが、会場の特性や選手のコンディション等に配慮し簡素に行う。

(1) 競技開始式

- ア 開式通告
- イ 選手・役員入場（整列）
- ウ 開会宣言
- エ 挨拶
- オ 歓迎のことば
- カ 選手宣誓
- キ 閉式通告
- ク 選手・役員退場（解散）

(2) 表彰式

- ア 開式通告
- イ 選手・役員入場（整列）
- ウ 成績発表
- エ 表彰
- オ 挨拶
- カ 閉会宣言
- キ 閉式通告
- ク 選手・役員退場（解散）

(3) 表彰

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が定める全国障害者スポーツ大会開催基準要綱の14に基づき、以下のとおりとする。

- ア 個人競技については、各組単位で、原則として同一区分ごとに1位から3位までの選手にメダルを授与する。
- イ 団体競技については、優勝チームに賞状、優勝杯等、2位、3位のチームに賞状、1位から3位までの選手にメダルを授与する。

4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、関係者が協議の上、決定する。

燃ゆる感動かごしま大会 情報保障体制整備要項

1 趣旨

この要項は、第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」（以下「大会」という。）において、大会参加者及び観客等が、障害のあるなしに関わらず大会や競技の情報が得られるよう、情報保障を行うための体制の整備について、「燃ゆる感動かごしま大会開催基本計画」に基づき、基本的な事項を定めるものとする。

2 整備体制

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、大会の情報保障体制を整備する。

なお、実行委員会は整備にあたり、会場地市、競技運営主管団体、情報支援ボランティア養成連絡会議、一般社団法人鹿児島県視覚障害者団体連合会及びその他の関係団体と相互に連絡調整を図り、協力を得る。

3 整備内容

実行委員会は、情報保障体制の整備として、次のとおりボランティアの配置や機器等の整備を行う。

なお、整備箇所については、競技会場施設等の状況、大会参加者及び観客等の特性、経費等を総合的に勘案して選定する。

(1) 主に聴覚障害者への情報保障

ア 情報支援ボランティア

手話、筆談及び要約筆記（手書き、パソコン）の技術を用いて聴覚障害者への情報保障を図るとともに、すべての人に分かりやすい情報提供を行うため、開・閉会式会場及び各競技会場等（以下「会場」という。）に、情報支援ボランティアを配置する。

イ 映像装置（仮設モニター）

情報支援ボランティアによる情報保障活動が効果的かつ効率的に行えるよう、大会運営上必要と認められる会場に、手話及び文字情報を表示するための映像装置を設置する。

ウ ヒアリンググループ

場内放送の内容等を誘導コイル付補聴器で聞き取りやすくするために、大会運営上必要と認められる会場に、ヒアリンググループを設置する。

エ 情報保障席

会場内の観客席において、上記ア、イ及びウによる複合的な情報が得られるよう、聴覚障害者のための優先席として情報保障席を設置する。

オ 実施本部員等によるサポート

実施本部員、大会運営ボランティアにおいても、それぞれの業務に支障のない範囲において、聴覚障害者に対する筆談等のサポートに努めるものとする。

(2) 主に視覚障害者への情報保障

ア 点字・音声案内

会場内の施設の位置情報等を伝えるため、大会運営上必要と認められる会場に、点字案内板や音声誘導装置を設置する。

イ FMラジオ実況放送

競技の経過等が分かるよう、大会運営上必要と認められる会場において、アナウンサー等によるFMラジオ実況放送を実施する。

ウ 点字・音声訳及び音声コード入り資料の作成

大会パンフレットや競技関係資料等について、点字版を作成するとともに、音声コードを刷り込む。

(3) その他

ア サイン表示・ふり仮名表記

分かりやすい情報提供を行うため、案内看板や大会パンフレット等に大きなピクトグラム（案内用図記号）による表示やふり仮名表記を行うこととする。

イ インターネットを活用した大会情報の提供

選手・役員及び観客等が随時大会関連情報を得られるよう、大会情報や競技結果等を大会ホームページで配信することとする。

4 その他

この要項に定めるもののほか、情報保障に関し必要な事項は、別に定める。

燃ゆる感動かごしま大会 競技用具整備要項の一部改正

1 改正の理由

鹿児島県会計規則第118条第1項に規定する備品基準額が、現行の2万円から5万円に引き上げられる（平成31年4月1日施行）ことを受け、「燃ゆる感動かごしま大会競技用具整備要項」の一部を改正する。

2 改正の内容

現行	改正案
2 競技用具の区分 (1) 略 (2) この要項でいう備品とは、その性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐えるもので、取得価格が20,000円以上の物品をいう。 (3) この要項でいう消耗品とは、備品以外のものをいう。	2 競技用具の区分 (1) 略 (2) この要項でいう備品とは、その性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐えるもので、取得価格が50,000円以上の物品をいう。 (3) この要項でいう消耗品とは、備品以外のものをいう。

3 施行日

平成31年4月1日

燃ゆる感動かごしま大会競技用具整備要項

1 趣旨

この要項は、燃ゆる感動かごしま大会（第20回全国障害者スポーツ大会）の競技運営に万全を期するとともに、障害者スポーツの普及・振興に資することを目的とし、大会の開催に必要な競技用具の整備について必要な事項を定める。

2 競技用具の区分

(1) この要項でいう競技用具とは、次表のとおりとする。

区 分		内 容	例 示
競 技 用	備品	競技を実施するために直接必要な備品 (施設及び施設に付帯するものは除く。)	フライングディスクゴール、STT用卓球台等
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品	ボール、石灰、ラインテープ等
運 営 用	備品	競技を実施するために直接必要な備品以外のもので、競技運営に必要な備品 (施設及び施設に付帯するものは除く。)	机、テント、放送器具等
	消耗品	競技を実施するために直接必要な消耗品以外のもので、競技運営に必要な消耗品	事務用品、清掃用具等

(2) この要項でいう備品とは、その性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐えるもので、取得価格が50,000円以上の物品をいう。

(3) この要項でいう消耗品とは、備品以外のものをいう。

3 競技用具の整備

(1) 競技用具の整備に当たっては、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会事務局（以下「事務局」という。）が、競技運営主管団体及び会場地市と協議し、決定する。

(2) 競技用具の整備に当たっては、次の順位により行うものとする。

ア 県、会場地市、競技会場、競技運営主管団体等が現有する用具を使用する。

イ 先催県から引き継いだ用具を使用する。

ウ 燃ゆる感動かごしま国体（第75回国民体育大会）で使用した用具を借用する。

エ 県内施設、各種団体及び民間業者等から借用する。

オ ア～エによっても不足するものは、事務局が購入する。

4 競技用具の転用及び処分

購入した競技用具の転用及び処分等については、大会終了後、事務局の責任において行う。

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

燃ゆる感動かごしま大会 競技会場の追加

1 対象競技

サッカー（知）

2 追加する会場

国分運動公園多目的広場

【変更後の会場】

- ・国分運動公園陸上競技場
- ・国分運動公園多目的広場

3 追加の理由

選手の身体的負担等を考慮し、交流戦のみの実施予定会場においても公式戦を実施し、速やかな競技運営を図ることとしたもの。